

土佐清水市太陽光発電システム設置促進事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、太陽光発電システムを設置し、再生可能エネルギーを積極的に活用することで、地球温暖化の防止に努める者に対し、そのシステムの購入を支援することを目的とする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となるシステム（以下「対象システム」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 未使用であるもの（中古品は対象外）
- (2) 住宅の屋根等への設置に適したものであり、低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点第3位以下は切り捨てる。）が10キロワット未満であるもの。
- (3) リース契約によるシステムでないこと。

(補助対象者)

第3条 この要綱に定める補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象システムの設置に係る電力会社との電力受給契約を行う個人であること。
- (2) 次のいずれかに該当する個人であること。
 - ア 自らが居住する市内の住宅に対象システムを設置する者
 - イ 自らが市内に新築する住宅に、対象システムを設置し、実績報告日までにその住宅に居住する者。
 - ウ 自らが市内に居住するための、対象システムを設置した新築建売住宅を購入し、実績報告日までにその住宅に居住する者。
- (3) 水道料金及び市税等、市への納入金に滞納がない者。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は予算の範囲内とし、申請数及び要望額が予算を超えた場合、申請書類の受付順に予算の範囲内で補助するものとする。

- 2 市内に本店がある業者と契約する場合は、太陽電池モジュールの公称最大出力に1kwあたり3.5万円を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とし、14万円を上限とする。
- 3 市外に本店のある業者と契約する場合は、太陽電池モジュールの公称最大出力に1kwあたり、3万円を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とし、12万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象システムの設置工事の着手前又は第3条第2号のウに該当する建売住宅購入前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に係る経費の内訳が明記された工事請負契約書又は新築建売住宅の場合は売買契約書の写し（経費の内訳が明記されていない契約書にあっては、当該経費の内訳を確認することができる見積書その他の書類を添付すること。申請時に対象システム設置に係る契約を締結していない場合に限り見積書の写しでも可とする。）
- (2) 対象システムを設置しようとする住宅の位置図
- (3) 対象システムの設置予定場所の現況を撮影したカラー写真
- (4) 対象システムを設置する建物が、申請者の所有物でない場合は、所有者の承諾書（別記様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適正と認められるときは、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

- 2 申請が不適正と判断されたときは、補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による交付決定通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日以後に補助対象住宅へ対象システム設置工事に着手することができる。

（補助事業の変更申請及び変更交付決定）

第7条 補助金の交付決定後、申請者が、補助事業の内容について変更する必要があるときは、あらかじめ補助金交付変更申請書（別記様式第5号）を提出するものとする。ただし、最大出力の変更申請に伴う交付決定額の増額はできないものとする。

- 2 市長は、申請を受理した後、その内容等を審査し、適正と認めるときは、補助金交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第8条 申請者が補助事業について、中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業の（中止・廃止）届（別記様式第7号）を提出しなければならない。

- 2 市長は前項の届出を受理したときは、その内容等を審査し、承認後は承認通知書（別記様式第8号）により申請者に通知する。

（実績報告及び完了検査）

第9条 申請者は、電力会社からの電力受給開始に関する書類を受け取った日又は対象システムが設置された新築住宅又は新築建売住宅に居住した日から起算して30日以内に、補助事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの出力対比表（太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの）
- (2) 対象システムの設置状況全てが確認できる写真（太陽電池モジュールの枚数が確認できるカラー写真に限る。）及び、対象システムが設置された住宅の写真
- (3) 対象システムの設置費に関する領収書の写し

- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し又は電力会社との契約を証明する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告を受理した後、その内容等を審査し、必要に応じて現地調査し、適正と認めるときは補助金確定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

3 申請者は、第2項の通知を受理した後、補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出するものとする。

（交付条件）

第10条 市長は、必要に応じて、売電量及び買電量のデータの提供、その他市長が必要と認める協力を求めることができる。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他当該補助事業に関する不正行為のあったとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の土佐清水市太陽光発電システム設置促進事業補助金交付要綱の規定は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。